○ 財務省告示第304号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第5条第11項の規定に基づき、令和8年10月20日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和8年11月9日

財務大臣　片山　さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1414回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
（1）	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

（２）　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
６　発行額	
（１）　価格競争入札発行	額面金額で　１，６８６，６９０，０００，０００円
（２）　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	額面金額で　５１３，３００，０００，０００　円
７　払込金額	
（１）　価格競争入札発行	１，６５９，７５４，６９８，６００　円
（２）　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	５０５，１０２，５９９，０００　円
８　最低額面金額	５０，０００　円
９　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
１０　発行日	令和　８　年　１０　月　２０　日
１１　発行価格	
（１）　価格競争	額面金額　１００　円につき　９８　円　３９

	入札発行	銭４厘以上のそれぞれの応募価格
（２）	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円40銭３厘
12	償還期限	令和９年10月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年10月20日